

(お知らせ)

平成 24 年 3 月 13 日

NTT東日本 新潟支店

地すべりにより被災された新潟県上越市のお客様に対する電話料金等の取扱いについて

このたびの地すべりにより被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

NTT東日本は、このたびの新潟県上越市における地すべりに伴い、被災および避難されたお客様の電話料金等の取扱いを次のとおりとします。

なお、今後適用地域の追加があった場合は同様の措置を拡大します。

1. 電話サービスの基本料金等¹の取扱い

このたびの被災による設備故障で電話がご利用できなかったお客様および避難指示、避難勧告等によって実態的に電話がご利用できなかったお客様について、その期間²の基本料金等を無料とします。具体的には下表のとおり取り扱います。

対象	無料期間
当社の設備故障が原因で電話等がご利用できなかったお客様	電話等がご利用できなかった期間
避難指示、避難勧告によって電話等がご利用できなかったお客様	避難指示、避難勧告が発出されてから解除までの期間
災害救助法が適用された地域にお住まいの方で、被害に遭われ実態的に電話等がご利用できなかったお客様 (お客様からの申出が必要です。)	実態的に電話等がご利用できなかった期間

1 回線使用料、配線使用料、機器使用料、付加機能使用料等

2 電話等がご利用できなかった期間は、連続する 24 時間を単位に無料日数を計算します

2. 移転工事費の取扱い

このたびの被災による仮住居への移転工事等が生じた場合の工事料金を無料とします。

他社の電話機等の取付工事は対象となりません。

3. フレッツ光等の電話以外の電気通信サービスの取扱い

電話サービスに準じた取扱いとします。

4. 電話料金の支払い期限の延長

被災されたお客様から申し出があった場合は、コンビニエンスストア、金融機関の窓口等にてお支払いいただいているお客様については、支払期限を請求書記載の日付より1ヶ月間延長します。

(注)口座振替又はクレジットカードによるお支払いをご指定のお客様については、自動的に口座引落としとなり、支払行為が不要であることから対象外とさせていただきます。

5. 本件に関するお客様からのお問い合わせ先

NTT東日本 料金問合せ受付センタ 0120 - 002 - 992

<受付時間:午前9時～午後9時、土日・祝日も営業(年末年始を除きます)>

システムメンテナンスにより休業させていただく場合があります。

(参考)

避難勧告発令地域(H24.3.13現在):上越市板倉区国川(一部地域)

災害救助法適用地域(H24.3.13現在):上越市